平成２１年（フ）第４３号
沖縄県石垣市字石垣241番地　大浜アパート102
債務者　大宜見　蘭
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第８６号
岩手県北上市上野町１丁目22番19号　南荘１号
債務者　安堵　良博
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第８７号
岩手県花巻市西宮野目第６地割355番地　県営宮野目アパート５号棟522号
債務者　奈良　　亮
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第１０６号
岩手県北上市立花４地割３番地２
債務者　高橋　幸弘
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第１０９号
岩手県北上市北鬼柳６地割58番地３　ハイツニューヤナギダＢ棟202号
債務者　山口　栄次
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第１１１号
茨城県稲敷市柴崎6687番地１
債務者　花田　　亮
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１１４号
茨城県取手市戸頭４丁目８番５―203号
債務者　佐澤　昭夫
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１１５号
茨城県龍ケ崎市川原代町1063番地11
債務者　中村　　誠
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１１６号
茨城県龍ケ崎市川原代町1063番地11
債務者　中村　　靖
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１２２号
茨城県取手市戸頭６丁目12番11号
債務者　関　　佳子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１２５号
茨城県龍ケ崎市佐貫町3616番地
債務者　伊奈　優子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１２６号
茨城県牛久市栄町４丁目151番地７旭ルーミー牛久62号館201号室
債務者　山中　一樹
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１０４号
富山市大江干83番地　コーポ成田101号
債務者　大橋ゆり子（旧姓浦島）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５０号
長野県木曽郡南木曽町吾妻中折3935番地１24号室、住民票上の住所長野県木曽郡上松町大字上松1844番地の16
債務者　望月　圭介
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２６８号
長野県塩尻市大字広丘吉田319番地１　コーポオオタ202号
債務者　三沢　玲子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２８０号
長野県松本市梓川倭3212番地８
債務者　青木　敦子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２８１号
長野県塩尻市大字大門526番地６　塩尻コーポ１号室
債務者　松村　雄大
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
長野地方裁判所松本支部